

○北上総合運動公園体育施設規則

平成25年12月24日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上総合運動公園体育施設条例（平成25年北上市条例第37号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 条例第5条第1項又は第2項の規定により、体育施設の使用許可又は使用変更許可を受けようとする者は、北上総合運動公園体育施設使用（使用変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、体育施設を使用しようとする日の2月前から5日前までの間に提出しなければならない。ただし、市が主催若しくは共催するもの若しくは体育団体等がスポーツ大会で使用する場合、又は市長が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 同一施設の使用期間は、同一使用者において、引き続き4日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可及び不許可)

第3条 市長は、体育施設の使用又は使用変更を許可したときは、北上総合運動公園体育施設使用（使用変更）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。ただし、許可しないときは、申請者にその旨を通知する。

(使用料減免申請等)

第4条 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその理由を記載しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、許可書にその旨を記載するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 使用の7日前までに使用の中止を申し出たとき 100分の50

(2) 市又は指定管理者の都合により使用許可を取り消したとき 全額

(3) 前号のほか、使用者の責に帰することができない理由により使用することが

できなかつたとき 全額

(使用者の義務)

第6条 使用者は、体育施設の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたときは、係員の点検を受け、引継ぎをしなければならない。

(損傷等の届出)

第7条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに届け出てその指示を受けなければならない。

(終了の届出)

第8条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに原状に回復し、市長に届出をしなければならない。

(指定管理者の業務)

第9条 条例第19条第1項第4号に定める業務は、次のとおりとする。

(1) 使用料の徴収(減免を決定する事務を含む。)に関すること。

(2) その他体育施設の管理に関し市長が定めるもの。

2 条例第16条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせるときは、第2条から第4条まで及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に北上市体育施設規則(平成3年北上市規則第66号)の規定により指定管理者が行った許可で現にその効力を有するもの又は施行日前に同規則の規定により指定管理者に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

様式第1号（第2条関係）

北上総合運動公園体育施設使用(使用変更)申請書

使用目的		使用施設	
使用日時		参集人員及び対象	
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
北上総合運動公園体育施設条例及び同規則の規定により施設使用(使用変更)を許可されるよう申請します。		申請者	住所又は所在地
年 月 日			氏名又は名称及び代表者
北上市長(指定管理者)様			電話 担当者

次の理由により使用料を減免願います。

使用料減免理由	
---------	--

様式第2号（第3条関係）

北上総合運動公園体育施設使用(使用変更)許可書

使用目的		使用施設	
使用日時		参集人員及び対象	
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
年	月	日(曜日)	時から 時まで
人	中学生以下・高校生・一般 (男・女)		
北上総合運動公園体育施設条例及び同規則の規定により施設使用(使用変更)を許可します。 年 月 日  北上市長 (指定管理者)		申請者	住所又は所在地
			氏名又は名称及び代表者
			電話 担当者

使用料	円	内訳
使用料減免理由		

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）